【個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成する場合に行政の適正かつ円滑な運営に支障が生ずる事例】

事例１）　電子計算機処理されていないマニュアル・ファイルのように、加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの

事例２）　行政機関非識別加工情報の作成のためにシステムの運用を停止することが必要となるもの

事例３）　システムの仕様上、情報の電子的な出力が不可能であるもの

事例４）　情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が極めて限定的で、行政機関非識別加工情報の提案募集を行う実質的意義がなく情報公開請求すれば足りるものを提案募集の対象にすることで非効率な行政運営となるもの

また、行政機関非識別加工情報を作成するときは、法第44条の10第１項に規定する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第１号。以下「規則」という。）で定める基準に従って加工する必要があり、法第２条第９項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている。（行政機関非識別加工情報の作成に必要な加工義務については、３－２（行政機関非識別加工情報の適正な加工）参照）

２－３　行政機関非識別加工情報取扱事業者（法第２条第10項、第11項関係）

法第２条（第10項）

10　この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

⑴　特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

⑵　前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

政令第５条

法第２条第10項第２号の政令で定めるものは、これに含まれる行政機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

法第２条（第11項）

11　この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　国の機関

⑵　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

⑶　地方公共団体

⑷　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第181号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

まず、「行政機関非識別加工情報ファイル」の定義（※）である「行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物」であって、「特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（第10項第１号）とは、特定の行政機関非識別加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物をいう。また、「特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」（第10項第２号）とは、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の行政機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

（※）　個人情報保護法第36条第１項における匿名加工情報の取扱いに関する規律の対象は、「匿名加工情報データベース等」を構成するものとしており、これに対応するものとして、法では「行政機関非識別加工情報ファイル」を定義している。

次に、「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、個人情報保護法第２条第10項における「匿名加工情報取扱事業者」と同様、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している場合は行政機関非識別加工情報取扱事業者に該当する。

なお、行政機関非識別加工情報は、個人情報保護法上の匿名加工情報に包含される概念であることから、行政機関非識別加工情報取扱事業者に該当する者は、個人情報保護法における匿名加工情報取扱事業者に係る規律の対象となることに留意する必要がある。

３　行政機関の長が行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務

３－１　行政機関非識別加工情報の取扱いに係る義務の考え方

法第４章の２においては、行政機関非識別加工情報を作成する行政機関の長が、行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務を規定している。

【行政機関非識別加工情報を作成する行政機関の長が遵守する義務】

⑴　行政機関非識別加工情報を作成するときは、適正な加工を行わなければならない。（法第44条の10第１項）＜３－２（行政機関非識別加工情報の適正な加工）参照＞

⑵　行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合は⑴を準用する。（法第44条の10第２項）＜３－２（行政機関非識別加工情報の適正な加工）参照＞

⑶　行政機関非識別加工情報を作成したときは、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。（法第44条の15第１項）＜３－３（行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置）参照＞

⑷　行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合は⑶を準用する。（法第44条の15第２項）＜３－３（行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置）参照＞

３－２　行政機関非識別加工情報の適正な加工（法第44条の10関係）

法第44条の10

１　行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。